

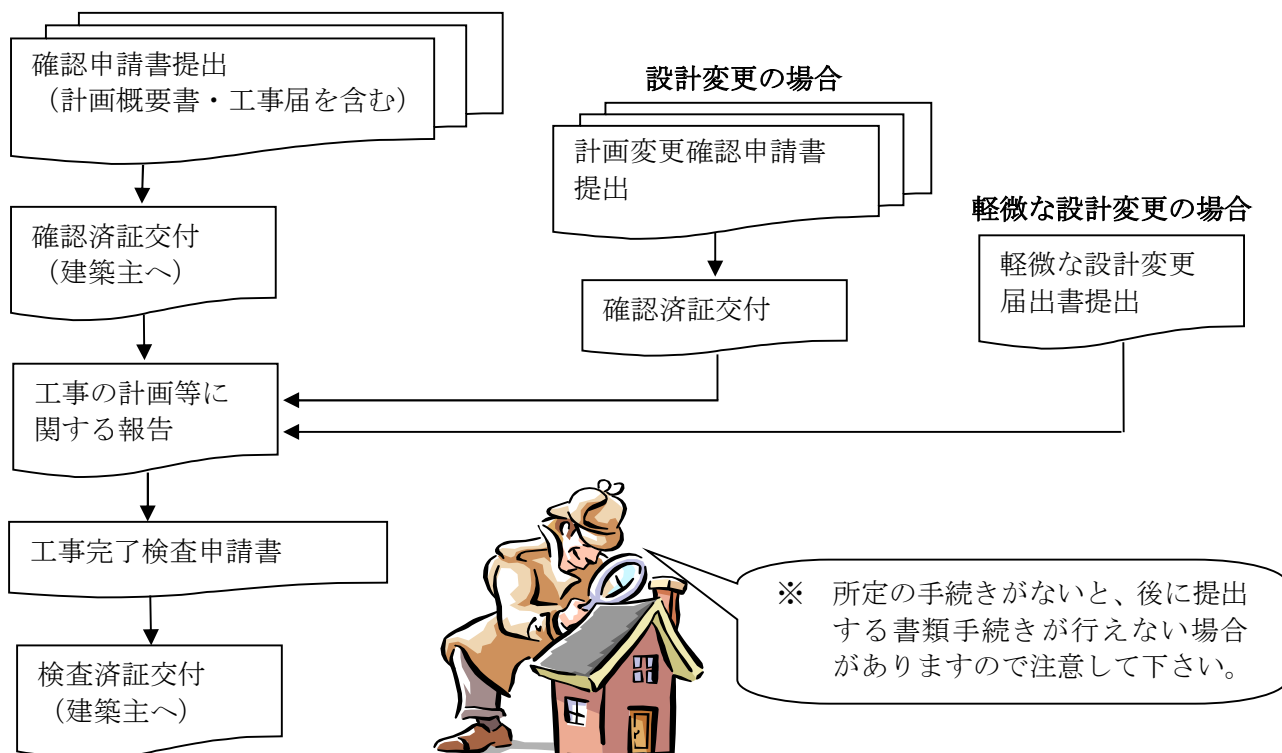
建 築 主 様  
設計者・工事監理者・工事施工者 様

佐世保市建築主事

## お 知 ら せ

この度、建築確認を受けられましたが、工事の着工から完了までは下記のような手続きが必要です。

### 1. 手続きの手順について



### 2. 手数料について

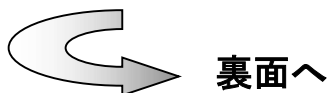
設計変更(計画変更確認申請に限る)、中間検査申請、及び完了検査申請については、別途手数料が必要となります。

### 3. 確認表示板の掲示について

工事施工者は、建築基準法第89条第1項の規定により建築工事現場に必ず掲示してください。

### 4. 工事の完了検査申請書の提出について

建築基準法第7条の規定により、建築主は工事が完了してから4日以内に完了検査申請を行い、検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。検査済証の交付を受けていないと建築物を使用できない場合や、増築等できない場合があります。



裏面へ

## 5. 中間検査の対象となる建築物及び特定工程について

### 1. 法第7条の3第1項第1号一国が指定する中間検査特定工程

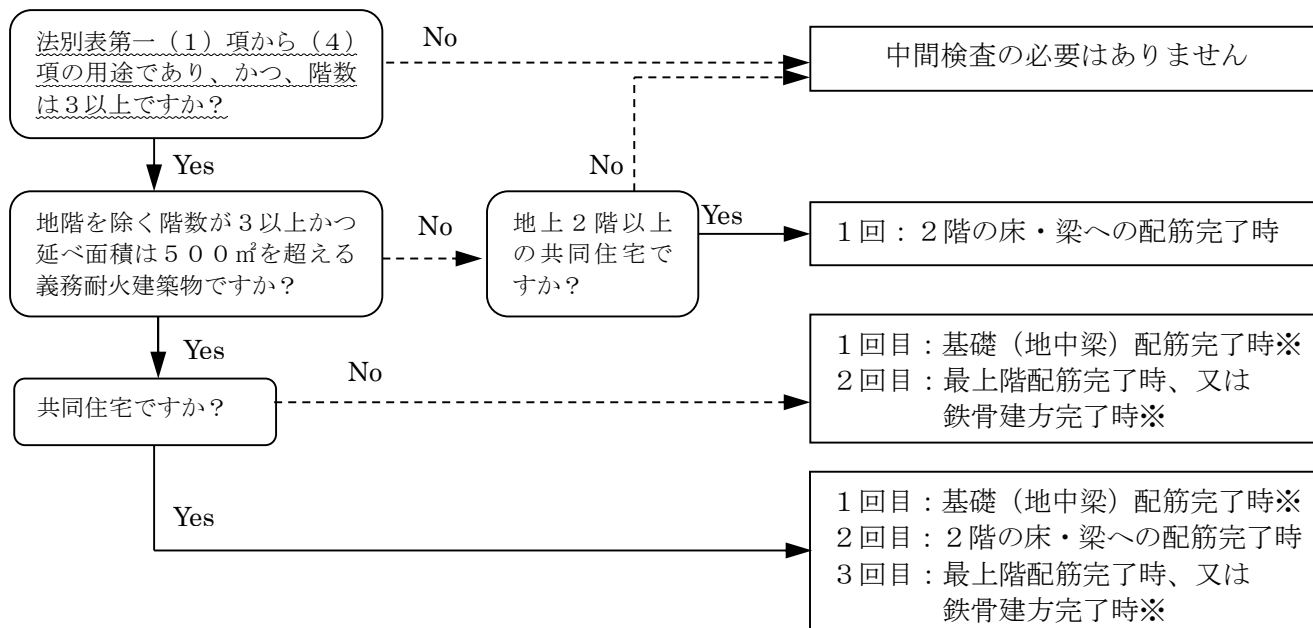
|       |               |
|-------|---------------|
| 検査工程  | 2階の床・梁への配筋完了時 |
| 用途    | 共同住宅          |
| 規模・構造 | 階数が3以上        |

### 2. 法第7条の3第1項第2号一佐世保市が指定する中間検査特定工程（佐世保市告示299号）

|       |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 検査工程  | 基礎配筋完了時<br>最上階配筋完了時、又は鉄骨建方完了時                                                        |
| 用途    | 法別表第一（1）項から（4）項までの（い）欄に定めるもの<br>（映画館・集会場・病院・診療所・ホテル・旅館・学校・マーケット・遊技場・共同住宅・料理店・物販店舗など） |
| 規模・構造 | 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が500㎡を超える耐火建築物<br>（法第18条第1項の適用を受ける建築物を除く。）                          |

#### ※中間検査フローチャート

#### 中間検査回数・工程



※ 木造の建築物にあつては、基礎配筋完了時及び軸組の組み立て完了時

※ 2以上の構造を併用する建築物にあつては、基礎配筋完了時及び各構造の特定工程のうち、最も遅い特定工程

建築主事等による中間検査を行い、中間検査済証の交付を受けるまで次の工程には進めません。  
その他ご不明な点がございましたら下記へご連絡ください。

佐世保市役所 都市整備部 あんしん建築課  
住所：〒857-8585 佐世保市八幡町1-10  
メール：[kentiku@city.sasebo.lg.jp](mailto:kentiku@city.sasebo.lg.jp)  
電話：0956-24-1111